

特集

自治体の地域づくり

戦略における二つの軸

東洋大学国際学部教授 沼尾 波子

町村トップ通信 神流町／田村利男 町長

群馬テレビのデータ放送による町村の情報提供事業を開始 町村会



三条ノ滝

新井幸人氏の尾瀬シリーズ▶ 82

総合事務組合通信⑦ 「非常勤職員公務災害補償事務」

尾瀬の郷片品村の魅力

片品村は、周囲に日本最大級の高層湿原を擁する尾瀬国立公園と、日本百名山の名峰（武尊山・日光白根山・至仏山）の山々に囲まれ美しい自然を楽しめる環境にあり、豊かな自然と調和した観光と農業の村となっています。

このような機会をいただきましたので、片品村の魅力を紹介させていただきます。

まずは「夏が来れば思い出す」の歌詞で始まる「夏の思い出」に出てくるミズバショウをはじめ、四季折々に咲くさまざまな植物と周辺の山並みが毎回違った美しい景観をみせてくれる自然の宝庫「尾瀬」への玄関口であり多くのハイカーが訪れます。

そんな山に囲まれ標高が高い本村は夏は涼しく、ハイキングやキャンプなどに最適です。また良質な湧き水に恵まれ、環境省「平成の名水百選」にも認定され、村民が使用している水道水の全てが「湧水」を原水として、夏でも冷たくおいしいお水を飲むことができます。また、村内の十カ所に取水設備を整備し、お客様にも提供できるようにしています。

また、関東唯一の「特別豪雪地帯」に認定され降雪量に恵まれた五カ所のスキー場があり、さらさらのパウダースノーでウィンタースポーツが楽しめます。

農業も盛んです。高原ならではの昼夜の寒暖差を活かした高原野菜が栽培され、中でもトマトはその品質が高く評価され「尾瀬トマト」としてブランド化されています。秋にかけては日光へ向かう国道一二〇号線沿いに農産物直売所が並び、そこでは焼きとうもろこしの香りが車内まで漂い「とうもろこし街道」と呼ばれる名物スポットとなります。

高原野菜は、道の駅「尾瀬かたしな」でも販売されています。また、名水百選に選ばれたお水から作られた「尾瀬名水うどん」や「ダムカレー」などの料理が楽しめます。その名水も持ち帰ることもできます。展望テラスには一〇〇部原水の足湯があり、それに浸かりながら尾瀬のアーヤメ平が一望できます。

こちらにおいでの際には是非、お立ち寄りください。心よりお待ちしております。

（片品村 むらづくり観光課 青木 厚）

町村トップ通信



はじめに

神流町は、群馬県の南西部に位置し、平成の大合併により平成十五年に旧万場町と旧中里村が合併し、神流町となりました。総面積は一一四・六〇km²で、その約九〇％が森林に覆われています。東西に流れる神流川が深いV字谷を形成し急峻な地形のため、神流川及びその支流に沿うようにわずかな平坦地に住居を構えて集落を形成しています。

であり最大の財産は恵まれた自然環境や地域資源でありますので、町長就任後この財産を活用した町づくりに取り組んできました。

林業は町の発展に欠かすことのできない重要な基幹産業でありましたので、先祖が植林した木を町づくりに活かすため、林業再生プロジェクトに取り組み林業の復活を目標に掲げました。林業に携わる人材の確保と育成、安定供給体制の整備、木質資源の有効活用を町・森林組合・県が連携し長期にわたって

共に林業を中心とする地域産業の活性化と持続可能な森林経営を目指しています。

地理的条件に恵まれていないものの、先輩方の知恵や工夫により、急峻な地形を巧みに利用し地域に適した産業の振興に取り組む、豊かで安定した生活を営んできました。

しかしながら、高度経済成長以降、若年層を中心とした人口流出が加速し、急速に高齢化が進んだことで、地域の活力の低下を招いています。

自然環境を活かして
このような中、神流町の特徴

町民が希望を持てる町づくりを目指して

神流町長 田村 利男



道の駅・万葉の里

「豆腐」の開発、販売も行っています。また、標高六〇〇メートル以上の高地で栽培されるジャガイモ「インカのめざめ」を原料に焼酎も開発し、町で設立した神流振興合同会社を中心に地域の稼ぐ力の向上につながるよう特産品づくりを一層進めています。



じゃが芋焼酎「神流」

す。

将来を見据えて

町では、自然環境を活用した地域振興に取り組む一方で、恵まれた自然環境を次世代に引き継ぐため、町民・事業者・行政が一体となって人と自然が共生する地域づくりに取り組んでいます。株式会社トラストバンク様と「地域エネルギー事業における包括連携協定」を締結し、地産地消の再生可能エネルギーの利活用や脱炭素社会に向けた取組を相互に協力し、持続可能な社会の実現を目指しております。

また、町の図書館は築四〇年以上が経過し、近年の電子書籍の普及や人口の減少に伴い、利用者数は年々減少しています、そのため次世代を見据えた蔵書状況のオンライン化や「新しい生



あわばた大豆を使った豆腐

活様式」を踏まえた、子供から高齢者まで幅広い年代層に対応した新たな図書館の整備を進めております。

安心した暮らし

高齢化が進む町では、六十五歳以上の高齢者が人口の半数以上を占め、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加しているため、高齢者住宅を整備しました。高齢者の見守りや、高齢者同士の交流など医療・介護に加え日常生活を支援する体制を整備し、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる町づくりに努めています。

今後のまちづくり

美しい山と川、豊かな森林、農作物、古民家など、町にあるものを活かし、伸ばす政策を推進していきます。私は、町には、まだまだ資源が豊富に眠っていると考えております。あるものを活かすためにも日頃から職員には、地域に向き「歩く・見る・考える」大切さを伝えております。町でもコロナ禍で大変厳しい状況ではありますが、このピンチをチャンスと捉え職員と一丸となって町民が希望持てる町づくりを目指していきたいと考えております。

自治体の地域づくり戦略に

おける二つの軸



東洋大学 国際学部 教授 沼尾波子

1 不確実な時代の

地域づくり戦略

総合計画の策定を通じて、自治体では、中長期的な観点から地域の将来ビジョンを描き、計画的に行政運営を図ることが求められてきた。しかしながら人口減少時代に入り、さらに想定外ともいえる台風や豪雨災害等が頻発するなど、過去の経験が踏まえてその延長上に、地域の将来像を描くことは難しくなっている。今後、テクノロジーの進歩により、移動手段や情報通信手段が変われば、商業や流通の在り方も大きく変化するだろ

2

地域づくり戦略における

二つの軸

人間の脳には右脳と左脳があるが、右脳は今ある空間、美、現在といった目の前の全体性を感ずる領域であるのに対し、左

脳は言語・論理・時間の流れなど、物事に名前を付け、区分しながら認知する領域で、この二つは機能が全く異なるという。

専門家によれば、右脳と左脳は、状況に応じてバランスよく働くことが大切だそうだ。

いま、地域づくり戦略の策定において、この右脳型と左脳型という二つの軸で考えてみたい。その場合、右脳型は、地域の全体像や十年後、二十年後の将来ビジョンを描き、その総体をイラストやデザインなども用いて共有するものとなる。これに対し、左脳型は、地域の現状や課題を統計データやアンケート調査などを通じて丁寧に把握し、対応策を検討していくものとなるだろう。

地域振興で成果を上げている自治体では、この両者がバランスよく組み合わさり、多くの人々や組織の参画を生み出している。それは右脳型の発想で地域の全体像ともいえるビジョンを共有しつつ、左脳型の思考で過去から現在までの地域課題を整理し、その両者を上手く結びつけることによる対応を図って



写真：奈良県川上村は、最源流部の原生林740haを購入し、保全に取り組み、その理念を宣言文や映像等で発信している。
出典：奈良県川上村HP（吉野川源流「水源地の森」<http://www.vill.kawakami.nara.jp/source/docs/2017020700016/>）

いるためである。

その好例として奈良県川上村のケースを紹介する。川上村は、吉野川の上流に位置する人口千三百人弱の山村で、人口規模とその減少率から、消滅可能性自治体ランキング上位と言われた。しかしながら、独自の振興策を通じて人口減少に抑制がかかっており、今日においても様々な取り組みを推進している。

村では、一九九六年に「川上宣言」を出し、かけがえのない水と森を慈しみ、それを守り育て、次世代に伝えていくことを謳った。そこでは、自然と一体となった産業を育み、豊かな自然の中での暮らしを築くこと、都市部や平野部の人たちにも豊かな自然の価値に触れあつてもらえるような仕組みを構築すること、子ども達が、自然の生命の躍動にすなおに感動できるような場をつくること等が掲げられている。

地域の水や森を次世代につなげ、域外の人たちの共感や参加の機会を創出するための産業や暮らしを育むというこの宣言は、村内外の人々にも共有されている。村内にある「森と水の

源流館」では、この宣言をビジュアルで伝える見事な映像を視聴

することができると言える。宣言が出された一九九六年当時、宣言そのものは文字情報ベースだったが、今後ますます、画像や動画で美しい原生林の森を守る暮らしについてSNS等を通じて共感の輪が広がるだろう。吉野杉の産地としての誇りとともに、豊かな水と森を守り育むという右脳型の将来ビジョンに惹かれ、アーティストなど若い世代も移住している。

では、水源の森を育む地域の暮らしを次世代に繋ぐために、どのような戦略を立てるか。川上村では、データ収集を通じて課題を整理し、持続可能な地域づくりに向けて、戦略立案に生かすという左脳型の取り組みも進めている。人口減少が進む中

3

将来ビジョンの実現に向けた施策・事業の構築

多くの自治体では、基本構想で、住民の健康や幸福、豊かな自然環境の継承といった目標を掲げ、基本計画や実施計画をそれらの構想に紐づけている。しかし、構想で示されたビジョン

で、地域の現状と将来について考えるために、村では若手中堅職員が村内各戸、各事業所をすべて回り、人口カルテ、住宅カルテ、全事業所カルテを作成し、地域の現状と課題を整理した。人口減少による担い手減少の実態や、耕作放棄地や空き家、所有者不明土地の現状や将来見通しについて把握し、地域の風土、文化、暮らしを次世代に継承するために必要な対策を整理した。そのなかで、数年後に廃業する可能性のある事業所等把握し、一般社団法人かわかみらいふを創設、買い物や宅配、給油・サービスステーションの運営のほか、住民の健康管理や見守りサポートなどを一手に担う組織を立ち上げている。これにより、雇用機会が創出され、移住者の獲得にもつながっている。

は住民や地域の担い手に共有されているか、また、個々の施策や事業は、ビジョンの実現に向けてどのような成果を生むのかという点で、曖昧であることが多い。



図：健康（ウェルビーイング）の決定因子の見取り図（Barton and Grant,2006による）（WHO Regional Office for Europe（2020）,p.29）

これについて、高崎経済大学の佐藤徹教授は、自治体が「はじめに事業ありき」で、目の前の事業をこなすことが目的化する状況にあると指摘する。また政策形成の視点が、過去を参照する「前例踏襲」、現在の先進事例を参照する「横並び」に頼りすぎていることを指摘し、現在の行為が将来に対してどのような結果や影響を及ぼしていくか推論したりする「戦略的思考」ないし「仮説的思考」が必要であると提起する。（佐藤（二〇二二））

近年、政府は、EBPM（Evidence Based Policy Making）を推進する。EBPMには様々な定義があるが、内閣府では「政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで、合理的根拠に基づくものとする」としている。換言すれば、ビジョンとデータを結びつけた戦略策定である。

その際に大切なのが情報データである。将来ビジョンの実現に向けて取り組むべき課題を見極め、その成果を判断する際に必要な情報の収集とデータ活用が問い直されている。いま、行政のDX（デジタル・トランス

プロフィール

沼尾波子 (ぬまお なみこ)

東洋大学 国際学部 教授

1997年慶應義塾大学大学院経済学研究科後期博士課程修了。慶應義塾大学経済学部研究助手、(財)東京市政調査会研究員、日本大学教授等を経て2017年より現職。専門分野は財政学・地方財政論。

持続可能な地域づくりを支える自治体の行財政課題について調査研究を行う。著書に『地方財政を学ぶ』(2017年、共著、有斐閣)、『交響する都市と農山村～対流型社会が生まれる』(2016年、編著、農山漁村文化協会)、『水と森の財政学』(2012年、共編著、日本経済評論社)、ほか。

内閣府税制調査会委員、国土審議会委員、総務省過疎問題懇談会委員、地方財政審議会特別委員などを歴任。

フォーメーション)が言われるが、本来、自治体DXとは、役所が保有する紙情報をデジタルデータに変換することに留まらない。行政が保有する情報データを施策や事業の検討や評価に活用するとともに、地域の将来ビジョンの実現に向けて、新たな事業や活動に取り組みうえて、その情報データを利用できる環境を整えることを含むもの

である。しかしながら、社会経済構造が大胆に変化する状況下で、地域の十年後、二十年後の目標となるビジョンを主体的に描くことも難しくなっている。こうしたなかで、近年、ウェルビーイング(Welbeing)という考え方に注目が集まる。ウェルビーイングは「健康」と訳されることもある。だがここでい

う「健康」とは、単に身体的な

健康だけを表す概念ではない。

WHO(世界保健機関)憲章で

は、「健康」を「病気でないとか、

弱っていないということではな

く、肉体的にも、精神的にも、

そして社会的にも、すべてが満

たされた状態にあること」と定

義している。図はBarton and

Grant(二〇〇六)におけるウェ

ルビーイング概念を示した図で

あるが、個人の身体的健康、精

神的健康のみならず、それを支

える生活環境、雇用環境、自然

環境(生態系)などが整ったシ

ステムとして描かれている。

地域住民やコミュニティの

4

参加と連携による ビジョン共有の場づくり

地域固有の豊かな風土や暮らしを次世代に繋いでいくために、行政は、地域住民や事業者、各種団体や域外の「関係人口」など、様々な担い手との連携・協働を図る。その際にも、右脳型の視覚化された地域ビジョンへの理解と共感、そして左脳型のデータや文書を通じた情報共有という二つの軸は、地域の今

について認識を共有し、課題に

ウエルビーイング実現に向け

て、それを支える地域固有の風

土や文化、生活環境や自然環境

の保全と継承を地域づくりの目

標として掲げ、そのための具体

的な施策や事業をデザインする

政策形成手法も拡がりをみせ

る。東京都荒川区や熊本市など

では、住民が幸福を実感できる

まちの実現という目標に沿った

ビジョンを掲げ、各施策や事業

が、実際に住民の「幸福」に結

びついているかどうかを指標で

捉え、住民満足度調査の結果等

のデータも活用しながら、施策

や事業の内容や進め方について

チェックを行っている。

取り組むために重要な役割を果たす。

情報共有のための環境構築と

あわせて、地域の現在や将来に

ついて議論し、ビジョンの共有

を図る場を創ることも必要であ

る。その際には、対面型の会議

に留まらず、SNSを活用した

情報発信やデータ共有、オンラ

イン会議など、それぞれの場面

に対応した情報提供や交流、議

論の場づくりが求められる。

地域を取り巻く環境は大きく

変化している。客観指標や情報

データをもとに地域の今を知り、

その豊かさをビジョンとともに

次世代につながる主体的な地域づ

くり戦略に期待したい。

主要参考文献

- 佐藤徹編(二〇二二)『エビデンスに基づく自治体政策入門』公職研 広井良典(二〇一五)「自治体・地域の幸福度指標への視点」『ガバナンス』一六六号、pp.13-16。メラニー・ダボン、南雲岳彦(二〇二〇)「オーストラリアにおける都市の政策計画立案のためのリバビリティ・インディケータの活用と日本版リバビリティ・インディケータ(β版)の紹介」(スマートシティ・インスティテュート設立一周年記念フォーラム基調講演資料: <https://channel.nikkei.co.jp/sci2020/2444.html>)
- WHO Regional Office for Europe (2020) Urban Planning "Environment and Health, From Evidence to Policy Action- Meeting report"

ワクチン接種の加速化、 新型コロナ対策ロードマップ等 をテーマとして、 「知事と町村長との意見交換会」を オンラインで開催

町村会は、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言期間中の九月二十四日（金）午前十時四十分からWebex利用によるオンラインにて「知事と町村長との意見交換会」を開催した。この意見交換会は、町村会の正副会長による知事への「令和四年度県予算編成及び施策に

関する要望」の実行運動に引き続き、会場を替えて行ったものである。

茂原庄二町村会長（甘楽町長）の開会挨拶の後、山本一太知事が挨拶として、ワクチン接種の加速化、新型コロナ対策ロードマップ等を説明した。その後、知事の説明に関して、正副会長



町村長と意見交換する山本一太知事

を除く出席町村長十六名全員が榛東村の真塩村長から建制順に質問、意見、要望又は町村の現状を述べた。出席町村長からの質問や意見等に対して、山本知事が丁寧にコメントした後、熊川栄副会長（嬭恋村長）が総括としての開会挨拶を行い、意見交換会を正午に閉会した。

令和四年度

県予算編成・施策に

関する要望及び

新型コロナウイルス感染症

への対応に関する

要望活動を実施

県町村会は令和三年九月二十四日、山本知事に対し、令和四年度群馬県予算編成に伴い、県内の町村が直面している諸課題に関して特段の配慮を求める政策提言的な要望活動を行った。

また、併せて新型コロナウイルス感染症への対応に関する要望も行った。

なお、要望内容については、次のとおり。

す。

令和四年度

県予算編成及び

施策に関する要望

県内町村の多くは、農山村や中山間地域にあり、都市とは地理的に離れているものの、地場産品や観光資源に恵まれ、豊かな国民生活を支えている魅力的な地域であります。

県内町村の行財政運営につきましては、平素から格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。しかしながら、急速な少子高齢化、深刻な人口減少による地域活力の低下に加え、税源に乏

しく脆弱な財政基盤、基幹産業である農林業の衰退など、自治体として極めて厳しい状況に置かれております。

このような状況下ではありませんが、我々町村長は、近年頻発する大型台風・記録的豪雨等による大規模災害や新型コロナウイルス感染症という目に見えない脅威などから住民の命と暮らしを守りつつ、県内二十三町村が一丸となつて、県と共に地方創生への実現に邁進していかねばなりません。

今般の要望事項につきまして、「地方交付税等の一般財源総額確保」をはじめ、町村にとつては、どれも必要不可欠なものでありますので、特段のご高配をお願い申し上げます。

特に、地方交付税の総額確保については、財政基盤が脆弱な町村が地方創生の取組みの中で、自主性・主体性を発揮して地域づくりが行えるよう、県におかれましては全力でご対応いただければ幸甚に存じます。

また、長引くコロナ禍が県内経済に及ぼす影響は甚大であり、飲食店や関連事業者、宿泊・観光業者、中小企業、農林業者など、地域を支える幅広い

業種で未曾有の厳しい経営環境が続いておりますので、この難局を克服するため、県におかれましては、万全の措置を講じられますようお願い申し上げます。

1、地方交付税等の一般財源総額確保について

総務部

新型コロナウイルス感染症の克服、人口減少・少子高齢化への対応、地方創生の更なる推進に向け、町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に推進していくには、継続的に安定した自主財源の確保が必要なため、「まち・ひと・しごと創生事業費」や「地域社会再生事業費」を拡充・継続するなど、地方交付税等の一般財源の総額を確実に確保することについて、引き続き国への働きかけを要望いたします。

また、地方交付税の安定的確保のため、地方交付税率の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと及び過去に大幅に縮減が行われた段階補正の復元については、一部に留まっておりますため、全額復元に取り組む

ことも併せて国への働きかけを要望いたします。

2、地方税の税収確保対策に係る群馬県税務職員の市町村派遣制度等の継続について

総務部

これまで、県における地方税収確保対策の一つとして実施している、税務に精通した県職員を町村へ派遣（併任）することでの県と市町村間の連携した取組は、徴収実績の向上に多大な効果を発揮し、さらに、地方税対策会議及び地方税徴収対策推進会議等の活動を通じて、県との交流はもとより市町村間でも担当職員の相互交流が図られ、県と市町村間及び市町村同士の連携強化による協働作業が、着実に地方税全般の収入増に繋がっております。

新型コロナウイルス禍により、調定額の減少や徴収猶予などによる収入未済額の増加など厳しい状況が想定されますが、引き続き、町村として健全な財政運営を継続し、地方分権、地方創生を推進していくためには、確実な自主財源の確保が必要であり、そのためにも、適正

公平な賦課徴収に基づいた厳密な債権管理に努めるとともに、目標達成に向けた進捗管理の徹底、中核職員の意識・技術向上、広域的な取り組みによる連携をより強固にすることなど、税収確保体制を従前にも増して強化し、整備していく必要があります。

つきましては、町村としても、さらに税務担当職員の資質向上や税収確保体制整備に尽力していきますので、県と市町村及び

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

3、群馬避難総合対策チームの早期構築について

総務部

近年、地球温暖化の影響で豪雨災害が頻発し、その被害は深刻さを増しています。

各自自治体では個人広域避難を強力に推進し、地域内の新たな緊急避難場所の整備等にも努めておりますが、近年の自然災害の発生状況に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により避難時の感染症拡大防止対策がこれまで以上に求められており、地域外の公的な広域避難場所の確保・拡充も急務となっております

市町村相互が連携した税収確保体制の強化を図り、地方税収の継続的な増加に繋がるよう、県におきまして令和四年度以降も人員削減することなく、専任組織による県税職員の市町村派遣、合同滞納整理、合同公売や実務研修制度の実施、また、相互に課題を検討及び解決する体制の強化等により、県と市町村が連携した税収確保体制の充実強化を図ることを引き続き要望いたします。

ます。

災害が発生又は発生するおそれがある段階において、自治体間同士での避難調整は困難であることから、群馬県避難ビジョンにおける新たな枠組み「群馬避難総合対策チーム」の早期構築を要望いたします。

4、県事業の変更に伴う市町村への配慮について

総務部

近年、市町村事業に影響を及ぼす県事業の見直しに関して、県の当初予算確定後に市町村へ事業内容変更の連絡があり、市町村の対応が遅れてしま

うことが見受けられます。

事業利用者への影響を最小限にとどめるためにも、県事業の見直し等を行うようであれば、計画的に行うことや市町村との情報共有を図るなど、市町村における政策決定や予算措置等の期間についても配慮した措置を講じられますよう要望いたします。

5、配偶者暴力相談支援センターへの財政支援及び県女性相談所における一時保護施設での外国人対応の充実について

生活こども部

相談員が被害者の心の拠りどころとなつて日々、支援を行っている配偶者暴力相談支援センターでは、身近な相談窓口、緊急時における安全確保、地域における継続的な自立支援を担っており、今後、県内町村でも同センターの設置が進むことが予測されますが、現在、相談員が行う業務に要する費用については、都道府県、指定都市、中核市及び市には補助金の制度（児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金）がありますが、

町村は対象になつておりませんので、町村においても、国費補助又は県費補助等の支援策が講じられるよう引き続き要望いたします。

また、国際化の進展に伴い、DV被害者の国籍も多岐にわたっていることから、県女性相談所の一時保護施設へ措置するケースもありますが、言語問題や生活習慣の違いにより保護施設での生活も苦慮する点が多いので、外国籍被害者にも配慮した施設運営の整備も併せて引き続き要望いたします。

6、消費生活センター運営経費に係る財政支援について

生活こども部

消費生活センターでは、地域の消費生活に関する相談を受け付け、消費者被害の未然防止及び消費者トラブルの早期解決を目指していますが、近年の社会経済情勢の変化に伴い、相談内容が多様化・複雑化し、消費生活センターの果たす役割はますます大きくなっています。

しかしながら、国の財政措置により消費者行政推進補助金として享受していた財政支援は活

用期間が限られており、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい財政運営の中、更なる負担が増大しております。

幼児期から高齢期までの幅広い年代における消費生活に関する知識の提供、様々な場における消費者教育の推進及び相談員の資質向上を図るため、消費生活センター運営経費に係る恒久的な国費又は県費補助金等の早急な財政支援を引き続き要望いたします。

7、救急医療・周産期医療・小児救急医療等の体制整備等について

健康福祉部

超高齢化社会を迎え、住民のみならず医療関係者も高齢化し、後継者不足から廃業する開業医も見られるようになってきており、町村の住民は医療受診にも苦慮しているのが現状です。

少子化対策、人口流出対策及び子育て支援の観点からも、安心して出産・子育てのできる環境づくりのためには、少なくとも二次保健医療圏内での救急医療体制、周産期医療体制及び

小児救急医療体制の地域的、体系的な整備をさらに推進する必要があります。

医師の地域偏在解消策及び人材確保並びに産後ケアに取組む医療機関の確保に係る県の支援及び十分な財政支援策を講じるよう国への働きかけを引き続き要望いたします。

8、群馬県在宅すこやか生活支援事業費補助金の継続について

健康福祉部

高齢者のみの世帯や認知症高齢者の数は年々増加傾向にあり、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援がますます必要となつてきています。

高齢者が住み慣れた地域において、できる限り自宅で安心して生活を継続するためには、高齢者やその家族を支える重層的なサービスの提供が重要となりますが、令和三年度から群馬県在宅すこやか生活支援事業費補助金交付要綱が改正され、在宅要援護者総合支援事業の総合推進事業及び特別支援事業の要援護高齢者対策事業（介護慰労金支給事業を除く。）が廃止され

ました。

高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を継続し、在宅高齢者の福祉の増進を図るため、県においては、今後継続的な財政措置を講じられますよう要望いたします。

9、知的障害児（者）総合福祉推進事業県費補助金の継続について

健康福祉部

県の定める知的障害児（者）総合福祉推進事業実施要綱に基づき実施している日中一時支援事業（サービステーション事業）等は、全国一律で実施している障害者総合支援法や児童福祉法に基づく法定サービスの隙間を埋める機能を果たしていることから、変わらぬ事業の継続を要望いたします。

10、外国人未払医療費対策事業の見直しについて

健康福祉部

群馬県は国に先がけて、公的保険や公的扶助の適用を受けていない仮放免等の外国人が支払えなかった医療費の一部を補て

んする当該事業を平成五年から実施していましたが、令和三年度から救急患者に限った事業に変更されました。

救急患者に限った事業に変更されたことで、救急車の要請が必要になるまで受診を控える場合や救急以外の受診拒否に繋がる場合が想定される事態となっています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、仮放免の外国人や解雇等により経済的余裕のない外国人が増加傾向にあり、受診抑制による新型コロナウイルスの感染拡大も懸念されることから、外国人への医療が適切に確保されることを目的とした当該事業の見直しを要望いたします。

11、都市ガス等を利 用した災害時停電 回避対策事業にお ける要件緩和につ いて

環境森林部

災害時における住民の不安を増長する停電を防ぐことが不可欠となっていることから、都市ガス等を利用したマイクログリッドを形成させ、コージェネ

レーションを構築していくことを計画している町村もあります。

コージェネレーションが構築されることで、大手企業誘致にも有利となり、地域経済への効果も期待できます。

しかしながら、現状の群馬県環境評価条例施行規則では、一定規模以上のコージェネレーション施設は同条例の対象事業に該当してしまい、身近に迫る災害に大きな課題を残すこととなってしまうので、災害時停電回避対策事業推進のため、近隣の栃木県や茨城県と同様の要件緩和を要望いたします。

12、ヤマビル駆除対 策について

環境森林部

近年、野生鳥獣の増加に伴い、ヤマビルの生息地が山林はもとより畑や人家付近に拡大しており、住民からの相談とともに行政として対処するよう要望が寄せられています。

県内には登山者から人気のある山々も多く存在しますが、ヤマビルの活動が活発化する時期は、登山シーズンと重なるため、登山客数の減少が地域経済へ少なからず影響を及ぼすことも考

えられます。

このため、県民や県外からの登山・観光客が安心して生活や登山・観光ができるよう、駆除対策に対する県費補助の創設や支援を引き続き要望いたします。

また、ヤマビル対策リーフレットやヤマビル対策動画などを活用し、県民全体で取り組むべき対策として周知するよう併せて引き続き要望いたします。

13、農業用廃資材処理 費用の削減に向けた 取組みについて

農政部

農業用廃資材（廃ポリ・廃ビニール）の処理については、処理費用が高騰化していることから市町村及び農業従事者の負担額が増大しています。

事業者責任として処理することは当然ではありますが、プラスチックごみを減量する観点からも、リサイクルの推進や代替素材への転換促進が図られるよう、県が率先して農業関係団体と連携のうえ、農業従事者に向け、排出重量抑制による処理費の削減例等の具体的な例を示すなど積極的な周知が図られるよ

う要望いたします。

14、蚕糸業継承対策事 業実施要領の基準年 の廃止について

農政部

養蚕・製糸業の持続的発展の推進については、農業協同組合を中心に養蚕農家の支援に努めていますが、近年高齢化が進み、離農者の増加や収繭量が下がっているのが実情です。

県においても、蚕糸業継承対策事業により養蚕農家の支援をいただいているところではあります。現行の基準年は平成二十六年度であり、既に七年以上経過し、その間、養蚕農家を

取り巻く現状も変化していることとや現在の養蚕農家の継承と維持の重要性も鑑み、基準年の廃止を講じられますよう要望いたします。

15、県から事業実施 主体への補助金直 接交付について

農政部

近年の農業協同組合の再編による広域化に伴い、生産者団体等が県の補助事業実施主体と

なった場合、農業協同組合本店所在の市町村が補助事業の窓口となることがあり、他の市町村に在る事業実施主体のための事務を行う場合もあります。

また、補助金を上乗せしている市町村もあるが、上乗せしていない市町村の場合、県から交付された補助金を補助事業実施主体へそのまま交付する流れとなっており、事業実施主体への迅速な対応、円滑な交付等を考慮すると市町村を窓口とする利点は非常に少ないと思われますので、このような事業は、市町村が事業窓口となることなく、県から直接交付されますよう要望いたします。

16、社会資本整備総 合交付金及び防 災・安全交付金の 予算確保について

県土整備部

平成二十二年度に創設された社会資本整備総合交付金は基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備事業やソフト事業を総合的・一体的に実施することにより、自由度が高く、自治体の創意工夫を生かせる総合的な交付金として、また

平成二十四年度に創設された防災・安全交付金は地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策及び事前防災・減災対策並びに地域における総合的な生活空間の安全確保を集中的に支援する交付金として大きな成果を上げてきたところです。

引き続き、事業計画の目標を達成するため、必要な予算が確保されるよう国への働きかけを要望いたします。

17、強靱な道路ネットワークの構築について

県土整備部

県が推進する強靱な道路ネットワークの構築は、地域経済における多大な効果と県土発展にも寄与することから、引き続き、強靱な道路ネットワークの構築を推進されますよう要望いたします。

特に、東毛広域幹線道路については、平成二十八年度に高崎駅東口から館林インターチェンジまでの区間が四車線化され、物流の効率化や企業誘致の促進など地域経済の活性化が期待されていますが、館林インターチェンジから板倉ゴルフ場入口

までの最終区間については、平成十三年度に暫定二車線で開通後二十年が経過しており、この最終区間の四車線化は、企業誘致や宅地分譲の促進等による東毛地域をはじめ県内の経済発展に果たす役割が非常に大きいことから、早急に整備されますよう要望いたします。

また、吾妻地域の活性化に大きく寄与する上信自動車道については、嬭恋バイパス以西の整備区間早期指定と上信自動車道の早期完成を国へ働きかけていただくよう引き続き要望いたします。

18、道路の適正な維持管理について

県土整備部

県管理道路において、中央分離帯、植栽帯、縁石まわりの低木や雑草の繁茂により、市町村道との交差点部等において、運転者からの視界が不良となっている状況や歩行者や自転車の通行に支障をきたしている状況が見られます。

道路利用者の交通安全確保及び道路周辺地域の環境整備のためにも、県管理道路の適正な維持管理を引き続き要望いたします

す。

19、県管理道路・河川での野生動物の死骸処理について

県土整備部

イノシシ、シカ等の野生動物が非常に増えているため、野生動物の自然死も当然増え、その処理に係る業務量が年々増大している状況です。県が管理する道路及び河川でのイノシシ、シカ等の野生動物の県職員による速やかな死骸処理又は県から町村への死骸処理の管理委託を要望いたします。

20、河川の氾濫・越水対策及び河川の適正な維持管理等について

県土整備部

近年、全国的に大型台風の上陸やゲリラ豪雨の影響により、河川の氾濫や越水が頻繁に発生していますが、地域住民の安全・安心な住環境の確保に向け、河川の堆積土除去、堤防の整備、排水ポンプの設置等、対策事業の一層の充実を図るよう要望いたします。

また、氾濫・越水の危険性を

減らすためにも、河川内の自生雑木の除去等、適正な維持管理を行うよう併せて要望いたします。

21、急傾斜地崩壊危険区域における土砂流出被害対策について

県土整備部

昨今の激甚化する降雨により急傾斜地崩壊対策事業で施工した流末排水路を伝い、背後斜面から大量の土砂が流出し、住宅地に流れ込むといった被害が多々発生しています。

既に事業が完了した急傾斜地崩壊対策事業による対策工事の実施は困難と思われますが、別途、土砂流出を防止する対策を講じるよう要望いたします。

22、浄化槽エコ補助金制度の継続について

県土整備部

汚水処理人口普及率ステップアッププランに基づき、平成二十三年度に「浄化槽エコ補助金」制度が創設され、その後の継続実施の効果により、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽

への転換がより一層促進されております。

住民負担額を軽減する「浄化槽エコ補助金」を継続していただくことにより、県内市町村において合併処理浄化槽への転換が促進され、全国的に低い県の汚水処理人口普及率の向上と更なる公共用水域の水質保全が図られることが期待できますので、令和五年度までの重点補助にとどまらず、当該補助制度の長期継続を要望いたします。

23、浄化槽整備事業の見直し等について

県土整備部

浄化槽整備事業において、平成二十七年から「新設設置」に対しての県費補助制度が廃止となりましたが、地域の特性から新設設置の割合が高い町村も見受けられます。

汚水処理事業を推進していくうえで、県費補助制度がなくなるとは、町村及び設置申請者にとって大きな負担増となります。

汚水処理人口普及率を上げたことが財政的なマイナス要因になりかねない状況となり、新設設置申請者に対する説明に苦慮

し、住民からも疑問の声が寄せられています。

加えて、新設置に対する補助が、県外からの移住や定住の促進など、人口減少対策の一助になることも期待できますので、浄化槽整備事業における「新設置」に対する県費補助制度の復活を引き続き要望いたします。

また、浄化槽の耐用年数は、一般的に躯体で三十年以上、機

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

24、流域下水道市町村維持管理負担に係る財源確保支援について

県土整備部

流域下水道維持管理負担覚書の改正に伴い、受益者負担を原則とする維持管理費の負担に關し、流域下水道構成市町村の財政負担が大きく増すことを懸念しています。

流域構成市町村においては、人口減少等社会情勢の変化により使用料収入の減少が見込まれ、厳しい運営が続いておりますので、負担増に係る財源として、地方財政対策措置としての

器整備類で七年～十五年と変わっており、事業開始からの経過年数を考慮すると、今後の改築更新費用が大きな課題となり、財政的に大きな負担となることが予想されますので、今後さらに進んでいく浄化槽の老朽化に備え、必要な予算措置を講じるよう国への働きかけを要望するとともに、県としても新たな補助等の対策を検討されるよう引き続き要望いたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

25、県内単一下水道事業の運営について

県土整備部

特別交付税等による財源確保策の国への働きかけや今後の円滑な下水道事業運営に繋がる覚書の改正を要望いたします。

下水道事業の経営環境は、全国的に厳しさを増しており、効率的な事業運営が求められている中、国は、総務省・農林水産省・国土交通省・環境省の連名で令和四年度までの「広域化・共同化計画」策定を都道府県に要請し、県においては、市町村と連携し汚水処理事業の広域化・共同化計画を策定する予定と伺っております。

このような状況の中で、県から「県央・西毛・吾妻・北毛・東毛」の五ブロックに区分して検討を進める方針が示されましたが、広域化のスケールメリットを最大限に発揮するためには、県内の全下水道事業を統合し、県が主体となって運営すべきと考えます。

県内単一下水道となった場合、将来に向けて受益者負担の増加を抑制でき、さらに、県では複数の流域下水道事業を運営しており、構成団体からの負担金の在り方や人事配置、経理手法などの事業運営ノウハウも蓄積されていることから、県内全下水道事業の統合の検討が必要と考えます。

流域下水道の運営においては、長期的な視点で広域的で安定した経営を図る必要があり、流域下水道の運営統合により、そのスケールメリットを生かした経費の削減効果も期待できると考えます。

道府県内単一下水道事業は、他に例を見ませんが、水源県としての重責を担う意味からも、近い将来に実現していただきたい施策として引き続き要望いたします。

26、GIGAスクール構想の実現について

教育委員会

GIGAスクール構想に基づく取組は、教育活動に大きく影響を与えるものであるとともに、感染症の発生等による学校の臨時休業という緊急時においても学びを保障する環境の早期実現を図るうえでも大変重要なものと強く認識しておりますの

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

27、公立学校施設整備事業について

教育委員会

あるため、実態に見合う補助基準単価の引上げを国に働きかけいただきますよう併せて要望いたします。

28、外国籍児童生徒に対する支援について

教育委員会

小中学校に在籍する外国籍児童生徒は、人数も割合も増加傾向にありますが、日本語指導が必要な児童生徒に対しては、学校や社会に適応して学び、将来への希望が持てるよう行政が支援する必要があります。

しかしながら、市町村においては、通訳や日本語指導の対応等に苦慮しているため、外国籍

児童生徒の学習・生活への支援の充実に向け、県による継続的な人的配置支援や財政支援の更なる充実を引き続き要望いたします。

29、学校支援員や特別支援教育支援員の配置について

教育委員会

現在、町村単独で配置している学校支援員や特別支援教育支援員について、教育現場から増員要望の声が強くなってきているため、県費での配置を要望いたします。

30、臨時的任用職員及び会計年度任用職員の配置について

教育委員会

臨時的任用職員も担任を持つたり、校務分掌を担当したり、正規職員と変わらない職責を果たしていますが、配置決定にあたっては、正規職員決定後の年度末近くに必要に応じ配置され、学校運営に支障をきたすことも見受けられますので、早期の配置決定を要望いたします。併せて、会計年度任用職員につ

いても、早期の配置決定を要望いたします。

また、これら職員が一年限りで退職してしまうと児童生徒も

31、計画的な教職員定数改善について

教育委員会

一学級三十人以下の学級編制基準の実現や日本語指導が必要な外国籍児童・生徒の支援を図るため、計画的な教職員定数改善を要望いたします。

新型コロナウイルス ウィルス感染症 への対応について

不安であり、職員本人の責任感も薄れる恐れがありますので、一年以上継続勤務できるように併せて要望いたします。

32、教師用指導書の県費補助制度の創設について

教育委員会

現在、市町村単独費で購入している教師用指導書の購入については、財政規模の小さな小規模町村にとっては、多額の指導

書購入費は財政負担が大きいため、財政力に応じた県費補助制度を創設していただくべく要望いたします。

33、学校給食の円滑な継続運営のための事業者支援について

教育委員会

新型コロナウイルスの感染拡大による学校休業によって、学校給食関係事業者の収入は大きく減少し、学校給食関係事業者

の中には、赤字経営が続き、事業運営に大きな支障が生じている事業者や、学校給食関係事業者からの撤退を表明する事業者もあり、今後も同様な事例が頻発するような情勢がすぐそこまで来ているものと思われま

す。つきましては、学校給食事業の安定的運営を図るためにも、市町村とも連携した県独自の学校給食関係事業者支援策を創設・実施されるよう引き続き要望いたします。

ればなりません。
コロナ禍の収束が見通せない状況の中で、群馬県においては、左記事項について、適切に対応されますよう要望いたします。

記

一 ワクチンの安定供給

必要十分なワクチン量を確保し、途切れなく供給するとともに、各地方公共団体に順次供給されるワクチンの種類や数量、時期等について、配送数量の確定日をより早期に示すなど、円滑な流通に資する対応を国へ働きかけること。

二 接種したワクチンの効果と追加接種への適切な対応

接種したワクチンの効果について、変異株への効果や時間的効果減退等を迅速・的確に把握し、各地方公共団体及び国民へ情報提供するとともに、追加接種への適切な対応を国へ働きかけること。

三 国産のワクチン及び治療薬の開発・製造

ワクチン及び治療薬を開発・製造する国内の研究機関や企業に対して十分な支援を行うことにより、国産のワクチン及び治療薬による安定的な供給体制の確立を国へ働きかけること。

四 新たな変異株への対応

海外における新たな変異株の発生に対応するため、国際空港や国際港湾施設における検疫体制の強化など、水際対策の徹底を国へ働きかけること。
五 本県における感染事例の分析と情報提供
感染経路及び感染リスクが高い行動について、本県における感染事例を分析し、県民へ情報提供すること。
六 ワクチン接種後の感染事例等
二回のワクチン接種を終えた県民へ注意を促すため、ワクチン接種後の感染事例や感染率等について、県民へ情報提供すること。

ファイザー製ワクチンの安定供給を県へ要望

市長会・町村会

厚生労働省は、六月四日、ファイザー製ワクチンについて、七月十九日以降の二週間に供給される量が市町村の希望量全体の四割程度にとどまる見通しを発

表した。

この発表を受け、打ち手の確保を進めてきた県内市町村からは困惑の声が上がっていたため、七月十二日、群馬県市長会

及び群馬県町村会、山本一太知事宛ての「新型コロナウイルス感染症ワクチン供給等に係る要望」を県へ提出した。

新型コロナウイルス感染症ワクチン供給等に係る要望について

国・県における様々な支援策や大規模接種・職域接種などにより、早期の接種を希望する住民に届ける体制が整いました。また、知事のリーダーシップにより、群馬県では、他県に先んじて県営ワクチン接種センターが開設されたことで、県民が接種しやすい環境となり、深く感謝を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、第4波の収束後、本県では、新規感染者が抑制されております。しかし、デルタ変異株等により、今後も予断を許しません。

また、ワクチン接種については、高齢者への接種が順調に進んでおり、7月末までに終わることを目標として、各自治体では、ワクチン接種に対し懸命な努力を行ってきました。

併せて、市町村においては、64歳以下の接種を進めようとしたところ、ワクチンの供給が希望量を満たさず、多くの現場では混乱しております。当面、現在の接種体制を維持し、住民の希望通り、いち早く接種を完了するためには、市町村に対するワクチンの安定供給が欠かせません。

そこで、下記のとおり、ワクチン供給に係る要望について、国・県として対策をお願い申し上げます。

加えて、今回のワクチン接種は新型コロナウイルス感染から国民を守るために実施するものであり、自治体間のワクチン争奪や接種率の高低を争うような風潮を作り出さないよう配慮をお願い申し上げます。

記

1 市町村に対するファイザー製ワクチンの安定供給

希望者ができるだけ早く接種できるよう、市町村へ優先するなど安定供給に配慮されたい。

市町村への配分については、ワクチン供給スケジュールの早期提示をされたい。

ワクチンの在庫調査及び配分調整の十分な実施と市町村希望量への配慮をお願いしたい。

2 市町村のワクチン接種における接種体制の見直し

今後、市町村接種・自治体大規模接種・職域接種等の接種体制とワクチン供給量等を見直し、課題克服に向け、国・県において接種体制の再構築を進めていただきたい。

将来的には、国産ワクチンの早期開発による、供給不安の解消をお願いしたい。

令和3年7月12日

群馬県知事 山本一太様

群馬県市長会長 清水聖義

群馬県町村会長 茂原荘一

令和2年度群馬県市町村総合事務組合一般会計決算概要		
8月26日（木）開催された群馬県市町村総合事務組合議会令和3年第2回定例会において、令和2年度一般会計歳入歳出決算が認定されました。		
歳入	款・項	収入済額（円）
	分担金及び負担金	4,407,512,381
	消防共済基金支出金	258,313,868
	県支出金	0
	財産収入	41,644,037
	寄附金	0
	繰入金	0
	繰越金	34,851,914
	諸収入	39,553,723
	組合債	0
歳入合計		4,781,875,923
歳出	歳入歳出差引残額	681,589,583円
	財政調整基金等繰入額	652,274,000円
	うち退職手当基金繰入額	648,266,000円
	消防補償等基金繰入額	2,065,000円
	消防賞じゅつ金基金繰入額	1,943,000円
	自然災害救助基金繰入額	0円
	非常勤職員公務災害補償基金繰入額	0円
	令和3年度繰越額	29,315,583円
	議会費	100,916
	総務費	73,304,599
歳出	款・項	支出済額（円）
	事業費	3,710,952,823
	退職手当給付費	3,440,618,230
	消防公務災害補償等費	258,346,945
	消防賞じゅつ金給付費	0
	自然災害救助費	2,500,000
	非常勤職員公務災害補償費	9,487,648
	学校医等公務災害補償費	0
	消防共済基金掛金	275,108,002
	公債費	0
歳出	積立金	40,820,000
	予備費	0
	歳出合計	4,100,286,340

安い掛金で大きな補償！

全国町村職員生活協同組合は、町村等職員が組合員となっていていただく職域生協です。
町村等職員であればどなたでもご加入いただけます。退職後も、継続利用いただけます。
剰余金の割戻もあります。剰余金が生じたときは、払込共済掛金に応じて剰余金を割戻します。

火災共済事業

掛金と共済金額

火災共済掛金は、1口10万円につき60円

契約最高限度額は、600口、6,000万円が限度です

共 済 契 約 の 最 高 限 度			
区 分	加入口数	共済金額	共済掛金(年額)
建物のみの場合	400口	4,000万円	24,000円
動産のみの場合	200口	2,000万円	12,000円
建物と動産を併せた場合	600口	6,000万円	36,000円



自動車共済事業

- ① 事故解決のため、全国に査定専門員を配置し、示談交渉サービスを行っています。
- ② 24時間年中無休の事故受付。フリーダイヤルによる夜間・休日の事故受付及び事故現場での対処方法など緊急時の相談業務を行っています。
- ③ 万が一事故を起しても、掛金額が上がることはありません！
- ④ 無料のロードサービスもついています。

掛金

用途及び車種区分 共済金額		共 済 掛 金 (年 額)			
		自家用普通・小型乗用 (660cc超)	自家用軽四輪自動車 (660cc以下)	自動二輪車 (125cc超)	原動機付自転車 (125cc以下)
A型	対人賠償共済 無制限	30,000円	19,000円	17,000円	12,000円
	対物賠償共済 1,000万円				
	自損事故傷害共済 1,500万円				
	限定搭乗者傷害共済 500万円				
B型	対人賠償共済 無制限	33,000円	21,000円	20,000円	14,000円
	対物賠償共済 無制限				
	自損事故傷害共済 1,500万円				
	限定搭乗者傷害共済 1,000万円				

下記の共済金をお支払します。



- ◎対物賠償共済金
(他人の財物を壊したとき)
- ◎限定搭乗者傷害共済金
(同乗の家族が死傷したとき)



- ◎対人賠償共済金
(他人を死傷させたとき)
- ◎他車運転特約共済金
(他人の車を運転中に事故にあったとき)



- ◎無共済等自動車傷害共済金
(無保険車との事故で死亡・後遺障害となったとき)
- ◎自損事故傷害共済金
(単独事故で死傷したとき)

車両共済(保険)

ご自身のお車を補償します。町村生協の自動車共済に既にご加入の場合
無料のロードアシスタンスもついてきます。
(町村生協の自動車共済とは別に加入手続きが必要です)

最高43%OFF

お問合せ
資料請求は



〒371-0846 前橋市元総社町335-8 市町村会館6F
全国町村職員生活協同組合群馬県支部(群馬県町村会内)
TEL 027-290-1352 / FAX 027-255-5302
Homepage <http://www.zcss.jp/>

全国町村 議会議員 団体医療保険

新・団体医療保険（医療保険基本特約・疾病保険特約セット団体総合保険）

【保険期間】 令和4年1月1日午後4時から1年間

「病気」を補償し、ご安心をお届けする制度です。



安心の団体医療保険3つの特長

1

病気による入院・手術を補償します！

- 三大疾病（がん・急性心筋こうそく・脳卒中）となった場合の補償もセットできます。
- 病気による入院は、日帰り入院から補償します^{（注1）}。
- 1回の入院につき120日限度、通算1,000日まで補償します。

2

団体割引30%適用で、割安な保険料です！
議員・退職議員・町村議会事務局の
皆さまのための制度です！

- 議会議員を退職後も、継続してご加入できます。
- 議員・退職議員の皆さまの配偶者の方もご加入できます。
- 町村議会事務局の方もご加入できます。
- 満79歳（保険始期（1月1日）時点の満年齢）までご加入できます。

3

お手続きは簡単です！

- ご加入の際、医師の診査は不要です。簡単な告知でご加入できます^{（注2）}。
- 保険期間は1年間です。以降1年ごとに自動継続となりますので、お手間がかりません^{（注3）}。

（注1）日帰り入院とは、日帰り手術のため1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合等のことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。

（注2）加入依頼書および被保険者健康告知書の内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。

（注3）本制度は保険期間の中途でのご加入はできませんのでご了承願います。

※このポスターは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

【保険契約者】
全国町村議会議員互助会

【取扱代理店】
株式会社 まちむら
〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館2階
TEL 03-3264-6830 FAX 03-3264-8308
（受付時間：平日の午前9時から午後4時まで）

【引受保険会社】
損害保険ジャパン株式会社
団体・公務開発部 第三課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 03-3349-5408 FAX 03-6388-0162
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

SJ21-04262 2021.7.21



新議員研修会を開催

群馬県町村議会議長会は、去る六月二十三日、前橋市・市町村会館において新議員研修会を開催した。

この研修会は毎年、六月定例会を終えたこの時期に過去一年間に初めて当選した町村議会議員を対象として開催しているが、今回はコロナ禍により昨年度の開催が中止となったことを踏まえ過去二年間の新議員に対象者を広げ、十町村から議会議員二十名、議会事務局職員十二名が出席した。

講師には、全国町村議会議長会から議事調査部参与の平野誠氏を招き、議会の権限、会議の諸原則、議員の権限・義務と資格、本会議・委員会の運営など地方議会の仕組みと運営について講義があり、出席者は熱心に耳を傾けた。

研修内容

「地方議会の制度と運営について」



全国町村議会議長会 議事調査部 参与
平野 誠 氏

仲澤会長が

理事に就任

全国町村議会議長会

全国町村議会議長会は、七月六日、東京都・明治記念館において臨時総会を開催し、任期満了に伴う役員の変更を行い、新たな役員を選任した。

同会の副会長の任期が満了となった本県の仲澤会長（上野村議会議長）は、新たに理事に選任された。新役員の任期は、同



仲澤会長

日から令和五年七月に行われる総会までの二年間となる。

同会は、全国四十七都道府県の町村議会議長会で組織し、地方議会の円滑な運営と地方自治の振興発展に寄与することを目的とする町村議会議長会の全国的連合組織であり、地方六団体の一員として、地方税財政対策の充実強化や地方分権改革の推進など各団体共通の目的を果たすため、相互に緊密な情報交換を行うとともに、政府・国会に対し政策提案・要望活動等を行っている。

当選議長の紹介

邑楽郡明和町 堀口 正敏
八月十日 当選

議長会役員の異動

田口 晴美（明和町）
八月十日 理事退任

堀口 正敏（明和町）
八月十日 理事就任

非常勤職員公務災害補償事務

②福祉事業

公務災害補償制度には、前回紹介した「補償」の他に「福祉事業」があります。

「補償」は職員の稼得能力の喪失に伴う損失の補填で、「福祉事業」は補償に加えて行う付加的給付になります。

○福祉事業の種類

種類は次の18種類です。

1. 外科後処置 義肢装着のための断端部の再手術等の処理が必要であると認められるもの等に対して診察、薬剤または治療材料の支給等を行います。
2. 補装具の支給 義肢、義眼、補聴器又は車いす等の補葬具の支給を行います。
3. リハビリテーション 社会復帰のために身体的機能の回復等の措置が必要であると認められるものに対して機能訓練等を行います。
4. アフターケア 外傷による脳の器質的損傷等一定の障害を有する者に対し、円滑な社会生活を営ませるために、一定の範囲の処置を行います。
5. 休業援護金 休業補償を受ける者に対して、補償基礎額の20%の額を支給します。
6. 在宅介護を行う介護人の派遣 現に居宅において介護を受けている者に対し、当組合の指定する業者から介護人を派遣します。なお、被災者は業者から受ける介護費用の30%を負担します。
7. 奨学援護金 遺族・障害・傷病（第1級～第3級）補償年金の受給権者で本人又はその子供が在学

者であり学資等の支弁が困難である場合に支給されます。

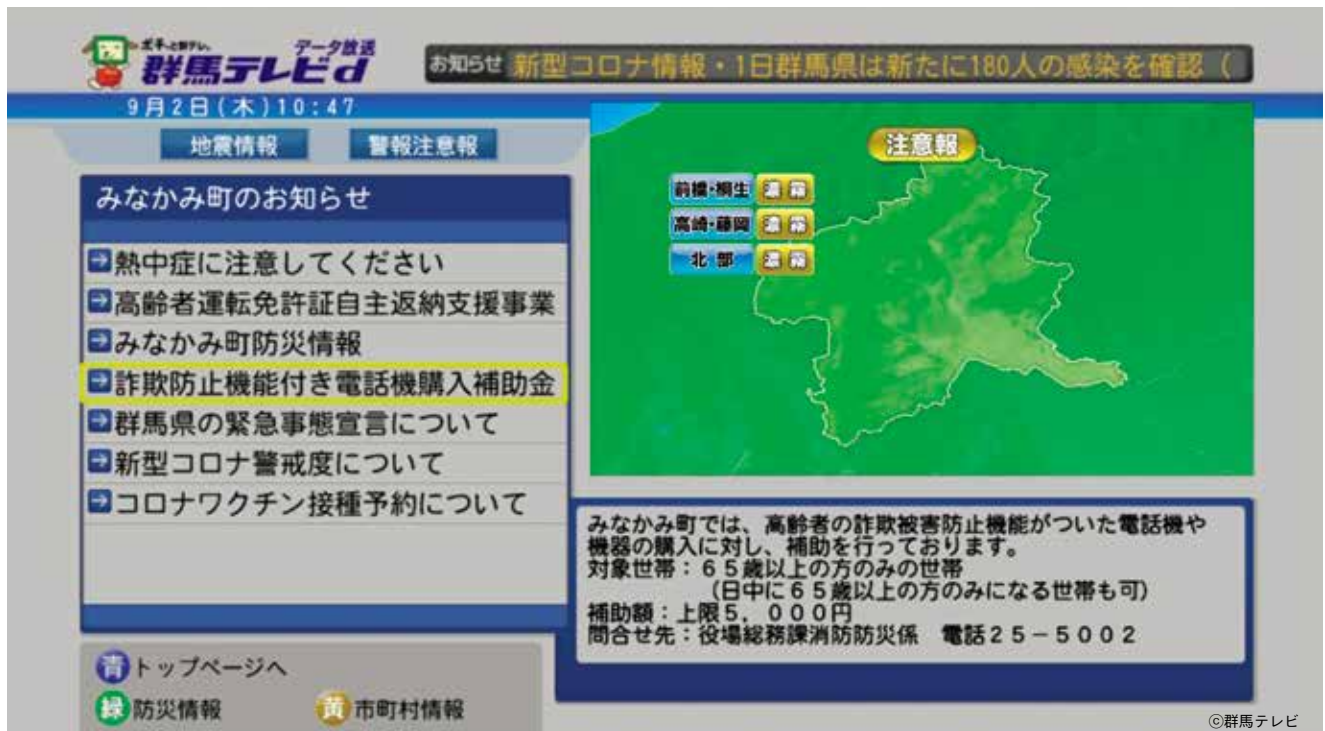
8. 就労保育援護金 遺族・障害・傷病（第1級～第3級）補償年金の受給権者で本人又はその未就学の子供が保育所等に預けられる場合、児童1人につき月額12,000円が支給されます。
9. 傷病特別支給金 傷病補償年金の受給権者に対し、一時金として支給されます。
10. 障害特別支給金 障害補償の受給権者に対し、一時金として支給されます。
11. 遺族特別給付金 遺族補償の受給権者に対し、一時金として支給されます。
12. 障害特別援護金 障害補償の受給権者に対し、一時金として支給されます。
13. 遺族特別援護金 遺族補償の受給権者に対し、一時金として支給されます。
14. 傷病特別給付金 傷病補償年金の受給権者に年金額の20%を年金として支給します。
15. 障害特別給付金 障害補償年金の受給権者に年金額の20%を年金として、障害補償一時金の受給権者には一時金の20%を一時金として支給します。
16. 遺族特別給付金 遺族補償年金の受給権者に年金額の20%を年金として、遺族補償一時金の受給権者には一時金の20%を一時金として支給します。
17. 障害差額特別給付金 障害補償年金差額一時金の受給権者に、差額一時金の20%を一時金として支給します。
18. 長期家族介護者援護金 特定の障害のために常に介護を必要とする傷病補償年金、障害補償年金受給者で年金支給事由発生日の翌日から10年以上経過して私傷病で死亡した被災職員の遺族で生活困窮者である者に対して100万円支給します。

群馬県町村会関係	日 程	会 場
町村税務担当課長研修会	10月28日（木）	市町村会館 大会議室
町村総務、財政及び企画担当課長研修会	11月4日（木）	市町村会館 大研修室
理事会	11月11日（木）	市町村会館 特別会議室
全国町村会創立100周年記念式典及び全国町村長大会	11月17日（水）	東京都 ホテルニューオータニ
理事会	令和4年1月13日（木）	市町村会館 特別会議室
定期総会	2月15日（火）	市町村会館 大会議室
会計管理者研修会	2月22日（火）	市町村会館 501研修室
複式簿記（入門）研修会	3月2日（水）	市町村会館 大研修室
群馬県町村議会議長会関係	日 程	会 場
理事会	10月22日（金）	市町村会館 特別会議室
全国町村議会広報研修会	開催中止	動画配信（11月中に実施予定）
町村議会広報研修会	11月18日（木）・19日（金）	市町村会館 大研修室
町村議会議長全国大会	11月26日（金）	東京都 明治記念館【日程・会場・対象者変更】
町村監査委員全国研修会	開催中止	動画配信（12月中に実施予定）
全国町村議会事務局職員研修会	開催中止	動画配信（1月中に実施予定）
正副会長会議	令和4年1月7日（金）	市町村会館 議長会役員室
理事会	1月14日（金）	市町村会館 特別会議室
全国町村議会広報クリニック	2月15日（火）	東京都 全国町村議員会館
定期総会	開催日未定（2月中旬又は3月下旬）	市町村会館 大会議室

これからの主な行事予定

群馬テレビのデータ放送を利用した 各町村から住民への情報提供事業を 10月1日から開始

町 村 会



群馬県町村会は、新型コロナウイルス関連のワクチン接種や給付金等に関する情報、避難指示及び避難所等の生命の安全に関する緊急情報、開催が天候に左右されるイベント情報並びに休日当番医等の生活関連情報について、群馬テレビのデータ放送「市町村情報サービス」を利用した県内二十三の各町村役場から各町村住民への情報提供事業を本年十月一日から開始しました。

従来の町村役場から住民への情報伝達方法については、Eメールやホームページはお年寄りがあまり見ていない、防災無線や広報車は雨や風の影響で聞き取りづらい、広報紙は速報性に欠ける等の課題がありました。

「市町村情報サービス」については、町村役場にあるパソコン端末で入力すると、直ちに群馬テレビのデータ放送画面に反映されます。住民にとっての必要な生活関連情報をデータ放送で流すことにより、窓口業務の受け答えの負担軽減にもなります。住民は、スマートフォンやパソコンがなくても、テレビリモコンのdボタンを押すだけで

我が町・我が村の情報を二十四時間確認できます。

この「市町村情報サービス」については、群馬テレビ株式会社が県内の市町村と個別契約し、本年四月から稼働しているものです。本年八月現在、中之条町、長野原町、東吾妻町及びみなかみ町の四町並びに高崎市外五市が契約し、放送されています。

町村会と群馬テレビ株式会社が協議し、町村会が町村会の事業として希望町村分を一括契約する場合には、いわゆる「団体割引」を適用し、定額料金を割引くことになりましたので、本年八月十八日開催の町村会理事会で審議し、全会一致で町村会の事業として一括契約することになった次第です。

各町村におかれましては、住民サービスの向上及び事務の効率化のために、この「市町村情報サービス」を有効にご活用いただくとともに、回覧板、広報紙、ホームページ等の既存メディアにより住民の皆様へ周知されるようお願い申し上げます。

(町村会 事務局長 梅村 透)